

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月15日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

記載例：
●●株式会社
△△株式会社○○○工場
□□株式会社▽▽支社

建設業の場合、以下を参考とし、工事現場の市町村名を併記してください。
・提出者（法人）名
・提出者（法人）名 + 支店名
・支店名

提出者は以下のとおりとしてください。なお、法人以外の場合は個人名も可能です。
・法人の代表者
・処理計画書の作成単位である事業者等の代表者
・支店の場合は支店長
前年度の計画提出時から事業者名の変更があった場合には、旧事業者名を括弧書きで併記してください。

提出者 〇〇〇〇-〇〇〇〇
住所 千葉県〇〇市市場町1-1
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 千葉 一郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 043-223-2760

社印等の押印は必要ありません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称

(例1) 製造業：●●株式会社○○○工場
(例2) 建設業：◇◇土木株式会社▽▽支店

事業場の所在地

〇〇〇〇-〇〇〇〇
(例1) 製造業：千葉県〇〇市市場町1-1
(例2) 建設業：千葉県▲▲市～～～(現場：□□□市)

事業の種類

大分類：製造業 中分類：プラスチック製品製造業
大分類：建築業 中分類：総合工事業 など

特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

・前年度に提出した特別管理産業廃棄物処理計画書に記載した目標値において、全品目の合計値を記入してください。
・有効数字については、紙面上で不整合のないようにしてください。

項目	目標値	項目	目標値
排出量	70 t	全処理委託量	60 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	25 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	10 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	40 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	20 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)

前々年度 100 t
前年度 70 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)
既に、電子マニフェストを導入済

令和6年度

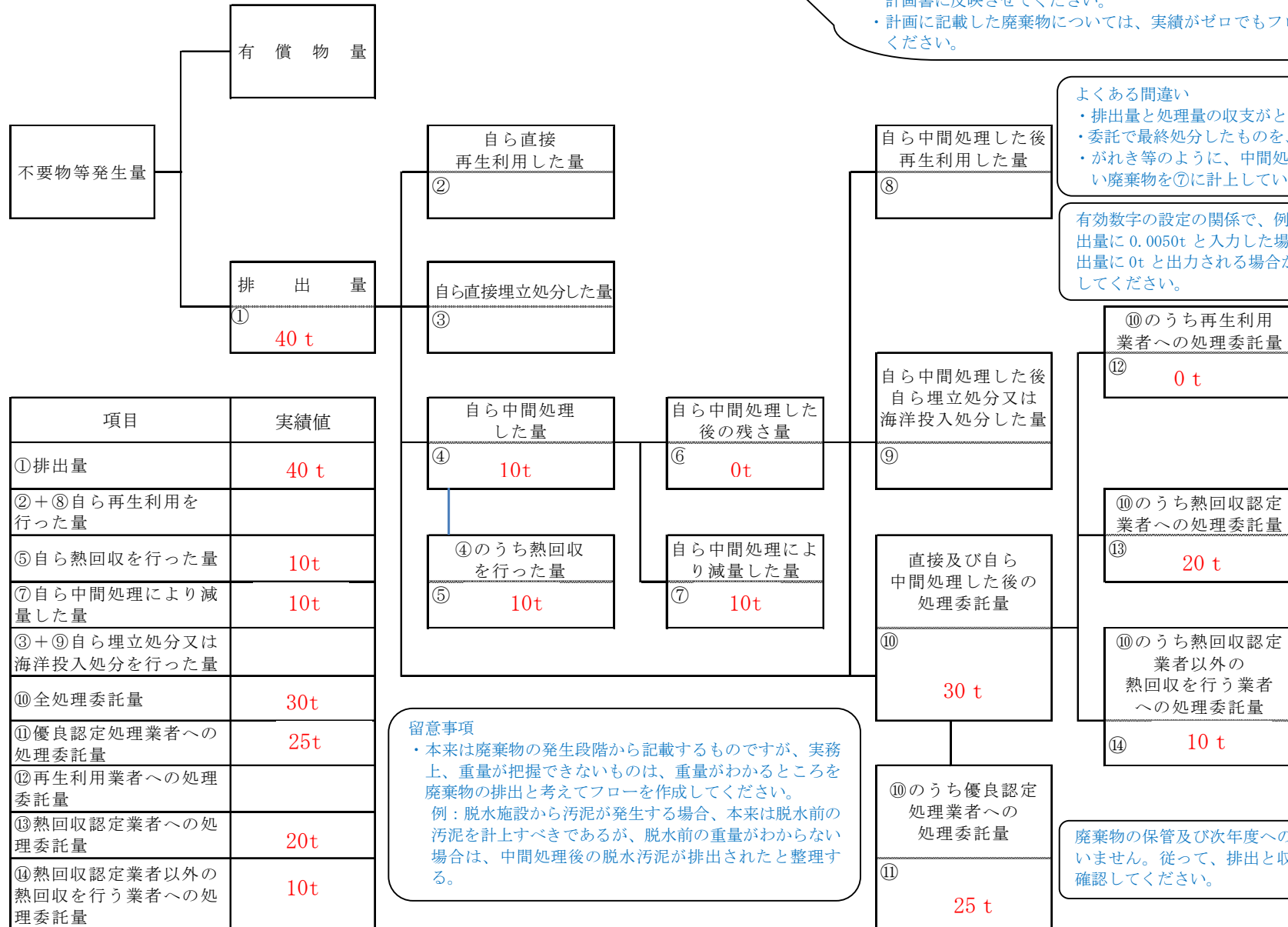
※事務処理欄

- ・前年度の実績を記入してください。
- ・産業廃棄物の種類が2以上ある場合は、種類ごとに1枚ずつ作成してください。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類：**廃アルカリ**)

- ・計画書をあわせて提出する方は、計画書の廃棄物名と実績値とを一致させて下さい。
- ・混合廃棄物として計上したもの以外、廃棄物ごとに記載し、合算しないでください。
- ・昨年度の計画書において、廃棄物の種類が不適切であった場合、今年度の報告にて改めてください。その上で、計画書も併せて提出する場合は計画書に反映させてください。
- ・計画に記載した廃棄物については、実績がゼロでもフロー図を作成してください。



よくある間違い

- ・排出量と処理量の収支がとれていない
- ・委託で最終処分したものを、③に計上している。
- ・がれき等のように、中間処理により減量できない廃棄物を⑦に計上している。

有効数字の設定の関係で、例えば、フロー図の排出量に 0.0050t と入力した場合でも、実績値の排出量に 0t と出力される場合がありますので、注意してください。

留意事項

- ・本来は廃棄物の発生段階から記載するものですが、実務上、重量が把握できないものは、重量がわかるところを廃棄物の排出と考えるとフローを作成してください。
例：脱水施設から汚泥が発生する場合、本来は脱水前の汚泥を計上すべきであるが、脱水前の重量がわからない場合は、中間処理後の脱水汚泥が排出されたと整理する。

廃棄物の保管及び次年度への繰越は想定していません。従って、排出と収支が合うことを確認してください。

(第2面)

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。